○金融庁告示第八号

信用金庫法施行規則（昭和五十七年大蔵省令第十五号）第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項（平成十九年金融庁告示第十六号）の全部を改正する告示を次のように定める。

平成二十六年二月十八日

金融庁長官　畑中龍太郎

信用金庫法施行規則第百三十二条第一項第五号ニ等の規定に基づき、自己資本の充実の状況等について金融庁長官が別に定める事項

目次

第一章　定義（第一条）
第二章　国内基準金庫における開示事項（第二条―第五条）
第三章　国際統一基準金庫における開示事項（第六条―第九条）
附則

第一章　定義

（定義）

第一条　この告示において使用する用語は、信用金庫法第八十九条第一項において準用する銀行法第十四条の二の規定に基づき、信用金庫及び信用金庫連合会がその保有する資産等に照らし自己資本の充実の状況が適当であるかどうかを判断するための基準（平成十八年金融庁告示第二十一号。以下「自己資本比率告示」という。）において使用する用語の例による。

第二章　国内基準金庫における開示事項

（単体における事業年度の開示事項）

第二条　信用金庫法施行規則（以下「規則」という。）第百三十二条第一項第五号ニに規定する自己資本の充実の状況について金融庁長官が別に定める事項（国内基準金庫の直近の二事業年度に係るものに限る。）は、自己資本の構成に関する開示事項、定性的な開示事項及び定量的な開示事項とする。

2　前項の自己資本の構成に関する開示事項は、別紙様式第一号により作成しなければならない。

3　第一項の定性的な開示事項は、次に掲げる事項とする。

一　自己資本調達手段（その額の全部又は一部が、自己資本比率告示第十一条の算式におけるコア資本に係る基礎項目の額に含まれる資本調達手段をいう。）の概要

二　信用金庫又は信用金庫連合会の自己資本の充実度に関する評価方法の概要

三　信用リスクに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及び手続の概要

ロ　標準的手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1)　リスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等（適格格付機関、経済協力開発機構及び輸出信用機関をいう。以下同じ。）の名称（使用する適格格付機関等を変更した場合には、その理由を含む。）

(2)　エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関等の名称

ハ　内部格付手法が適用されるポートフォリオについて、次に掲げる事項

(1)　使用する内部格付手法の種類

(2)　内部格付制度の概要

(3)　次に掲げるポートフォリオごとの格付付与手続の概要（(vi)及び(vii)に掲げるポートフォリオについて、信用リスクに関するエクスポージャー全体に占めるこれらのポートフォリオの割合が少なく、かつ、これらのポートフォリオのリスク特性が類似しており、預金者等による信用金庫又は信用金庫連合会のリテール業務のリスク特性の理解に支障が生じないと判断できる場合には、両者を区別して開示することを要しない。）

(i)　事業法人向けエクスポージャー（特定貸付債権及び適格購入事業法人等向けエクスポージャーについて区別して開示することを要する。）

(ii)　ソブリン向けエクスポージャー

(iii)　金融機関等向けエクスポージャー

(iv)　株式等エクスポージャー（株式等エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出にPD／LGD方式を適用する場合に限る。）

(v)　居住用不動産向けエクスポージャー

(vi)　適格リボルビング型リテール向けエクスポージャー

(vii)　その他リテール向けエクスポージャー

ニ　信用リスク削減手法に関するリスク管理の方針及び手続の概要

ホ　派生商品取引及び長期決済期間取引の取引相手のリスクに関するリスク管理の方針及び手続の概要

ヘ　証券化エクスポージャーに関する次に掲げる事項

(1)　リスク管理の方針及びリスク特性の概要

(2)　自己資本比率告示第二百四十九条第四項第三号から第六号まで（自己資本比率告示第二百五十四条第二項及び第三百二条の四第一項において準用する場合を含む。）に規定する体制の整備及びその運用状況の概要

ト　信用リスク削減手法として証券化取引を用いる場合の方針

チ　証券化エクスポージャーの信用リスク・アセットの額の算出に使用する方式の名称

リ　信用金庫又は信用金庫連合会が証券化目的導管体を用いて第三者の資産に係る証券化取引を行った場合には、当該証券化目的導管体の種類及び当該信用金庫又は当該信用金庫連合会が当該証券化取引に係る証券化エクスポージャーを保有しているかどうかの別

ヌ　信用金庫又は信用金庫連合会の子法人等（連結子法人等を除く。）及び関連法人等のうち、当該信用金庫又は当該信用金庫連合会が行った証券化取引（信用金庫又は信用金庫連合会が証券化目的導管体を用いて行った証券化取引を含む。）に係る証券化エクスポージャーを保有しているものの名称

ル　証券化取引に関する会計方針

ヲ　証券化エクスポージャーの種類ごとのリスク・ウェイトの判定に使用する適格格付機関の名称（使用する適格格付機関を変更した場合には、その理由を含む。）

ワ　内部評価方式を用いている場合には、その概要

カ　定量的な情報に重要な変更が生じた場合には、その内容

七　オペレーショナル・リスクに関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及び手続の概要

ロ　オペレーショナル・リスク相当額の算出に使用する手法の名称（部分的に先進的計測手法を使用する場合は、各手法の適用範囲を含む。）

ハ　先進的計測手法を使用する場合における次に掲げる事項

(1)　当該手法の概要

(2)　保険によるリスク削減の有無（保険によるリスク削減を行った場合は、保険の利用方針と概要を含む。）

八　信用金庫法施行令（昭和四十三年政令第百四十二号）第十一条第五項第三号に規定する出資その他これに類するエクスポージャー（以下「出資等」という。）又は株式等エクスポージャーに関するリスク管理の方針及び手続の概要（特定取引（規則第百七条第二項に規定する特定取引をいう。以下同じ。）に係るものを除く。次条第三項第九号、第六条第三項第八号及び第七条第三項第九号において同じ。）

九　金利リスク（特定取引に係るものを除く。次項第八号、次条第三項第十号及び第四項第九号、第六条第四項第九号並びに第七条第三項第十号及び第四項第十号において同じ。）に関する次に掲げる事項

イ　リスク管理の方針及び手続の概要

ロ　信用金庫又は信用金庫連合会が内部管理上使用した金利リスクの算定手法の概要